

木材製品需要拡大技術導入事業事務取扱要領

28森第1767号

平成28年10月7日

一部改正 29森第3510号

平成30年3月22日

(趣旨)

第1 木材製品需要拡大技術導入事業補助金の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付要綱（平成28年10月7日付28森第1766号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、細部の事務取扱いについてはこの要領の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

- 第2 補助金の交付対象となる補助事業者の数は、予算の範囲内で別に定める。
- 2 福島県農林水産部長（以下「部長」という。）は、補助金の交付予定者を別に定める方法により募集し決定する。
 - 3 部長は、選定結果を全ての応募者に通知するとともに、補助金の交付予定者が所在する所轄の福島県農林事務所長（以下「所長」という。）にその結果を通知する。（様式1）
 - 4 所長は、前項の通知を受けたときは、補助金の交付予定者に対し補助金の額の内示を行う。（様式2）

(事業計画・事業実績)

第3 要綱第3条に規定する第1号様式の2（2）の事業計画書は様式3のとおりとし、要綱第8条に規定する第4号様式の2（2）の事業実績書は、様式4による。

(補助金の額の内示の変更)

- 第4 補助金の交付予定者は、補助金交付決定前に補助金の額の変更が生じたときは、様式5により、あらかじめ所長に協議するものとする。
- 2 所長は、前項の協議があったときは、様式6により部長に協議する。
 - 3 部長は、やむを得ないと認められるときは、様式7により変更を承認する。
 - 4 所長は、前項の承認があったときは、様式8により補助金の額の内示の変更を行う。

(補助金の交付決定)

- 第5 補助金の交付予定者は、補助金の額の内示があったときは、別に定める期間内に、要綱第3条に基づき補助金交付申請書を所長に提出する。
- 2 所長は前項の申請内容を適当と認めるときは、交付決定の内容及び必要な条件を付して申請者に交付指令を行う。（様式9）

3 所長は、前項の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。(様式10)

(関係法規に基づく許認可)

第6 補助事業者は、事業の実施に当たっては関係法規に規定ある所定の手続きを経ておくものとする。

(変更の承認)

第7 所長は、要綱第5条に基づく変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に補助金交付の変更指令を行う。(様式9)

2 所長は、前項の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。(様式11)

(交付決定の取消等)

第8 所長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消すか、補助金が支払われた場合は返還を命じることができるものとする。

(1) 規則第6条第1項及び要綱第4条の2に規定する交付条件に違反したとき

(2) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき

2 補助金の返還に伴う事務処理は別に定める手続きによるものとする。

(概算払)

第9 所長は、要綱第7条に基づく概算払請求書の提出があった場合は、これを審査し適当と認めたときには、申請者に対し概算払を行う。

2 所長は、前項の概算払を行った場合には速やかに部長に報告する。

(補助金の額の確定)

第10 所長は、要綱第8条に基づく実績報告書の提出があった場合は、書類及び必要に応じて現地調査等を実施し、交付すべき補助金の額を確定する。

2 所長は、前項の決定をしたときは、その旨を速やかに部長に報告する。(様式12)

(財産の処分等)

第11 補助事業者が要綱第10条に規定する期間内に補助事業により取得した財産を譲渡、貸付、改築、転用又は担保に供する場合(以下「処分等」という。)は、財産処分承認申請書(様式13)を所長に提出する。

2 所長は、受理した前項の書類の内容を確認し、その結果について補助事業者に通知する。(様式14)

3 補助事業者は、前項の承認に基づき処分等をした場合、財産処分報告書(様式13)を所長に提出する。

4 所長は、受理した前項の書類を部長に報告する。

(災害報告)

第12 補助金の交付を受けた者は、天災その他の事故により、要綱第10条で定める処分制限期間内に被災したときは、所長に届け出るものとする。

2 所長は、前項の届け出があった場合、これを速やかに部長に報告する。

(知的財産権の帰属)

第13 木材製品需要拡大技術導入事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として事業主体とする。

(1) 知的財産権に関して出願及び申請の手続きを行った場合、遅滞なく県に報告すること。

(2) 県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、県に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

(3) 当該知的財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合、県が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

(取組成果の活用状況報告)

第14 補助金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度から起算して3年間、本事業により開発・普及を行った新用途・新技術を活用した製品の販売実績や他社への波及状況について、報告対象年度の翌年の5月末日までに取組成果の活用状況報告書(様式15)を所長に提出する。

2 所長は、報告内容を確認し、報告対象年度の翌年の6月末日までに部長に報告する。

附 則

この要領は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行し、平成30年度事業から適用する。

様式 1

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農林水産部長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付予定者について（通知）
このことについて、下記のとおり補助金の交付予定者を決定したので、補助金を配分します。

記

補助金の交付予定者	補助金額	備 考
	円	

添付書類

- ・ 補助金の交付予定者の選定結果一覧

様式 2

番 号
年 月 日

(補助金の交付予定者) 様

福島県〇〇農林事務所長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金の内示について (通知)

このことについて、下記のとおり補助金を内示しますので、木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付要綱第3条の規定による補助金交付申請書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 事業区分 (プロジェクト名)
- 2 補助事業者名
- 3 補助金額

2 成果の概要（データ等）

※図表や写真を用いて取組の成果をわかりやすく示すこと。

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所在地
補助事業者 名称
代表者氏名
印

木材製品需要拡大技術導入事業補助金の内示額変更について（協議）
平成 年 月 日付け 第 号で内示ありましたこのことについて、下記のとおり変更したいので協議します。

記

（単位：円）

区分	事業費	経 費 内 訳			備 考
		県補助金	自己負担金	その他	
変更前					
変更後					

（注）別に定める応募書類に変更後の計画を記載し添付する。

様式 6

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

木材製品需要拡大技術導入事業補助金の内示額変更について（協議）

平成 年 月 日付け 第 号で通知ありましたこのことについて、下記のとおり協議します。

記

- 1 補助事業者名
- 2 変更内容
別紙のとおり
- 3 意 見

様式7

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農林水産部長

補助金の内示額の変更について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号で協議ありましたこのことについて、協議内容のとおり承認します。

記

1 補助事業者名

番 号
年 月 日

(補助事業者) 様

福島県〇〇農林事務所長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金の内示額変更について（通知）
平成 年 月 日付けで協議ありましたこのことについて、下記のとおり変更して内示しますので、木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付要綱第3条の規定による補助金交付申請書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 事業区分（プロジェクト名）
- 2 補助事業者名
- 3 補助金額
変更前：
変更後：

様式 9

福島県指令 第 号

住所
名称

平成 年 月 日付で申請のありました平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金については、下記のとおり交付します。

平成 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

記

- 1 補助金交付の対象とする内容は、平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付申請書に記載されたとおりとします。
- 2 補助金の額は次のとおりとします。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

- 3 交付の条件は別紙のとおりとします。

補助金交付条件

- 1 補助事業者は、この補助金に係る県の規則、要綱、要領等の定めに従わなければならない。
- 2 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という）第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項は、この補助金の交付条件とするものとする。
- 3 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保存しておかななければならない。
- 4 補助事業によって取得した規則第18条に定める財産については、事業完了後においても善良となる管理者としての注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の財産処分をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 6 補助事業者が前項により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を知事に納付させることがある。

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金の交付決定について（報告）
このことについて、下記のとおり補助金の交付を決定したので報告します。

記

1 補助金交付決定状況

補助事業者名	補助金額	決定年月日
	円	平成 年 月 日

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金の変更について（報告）

このことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）承認申請があり、やむを得ないものと認めたので報告します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

木材製品需要拡大技術導入事業変更（中止・廃止）承認申請書の写し

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

〇〇農林事務所長

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業補助金の額の確定について（報告）
このことについて、下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1 補助金確定状況

補助事業者名	補助金額	支払年月日
	円	平成 年 月 日

2 添付資料

実績報告書の写し

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所在地
補助事業者 名称
代表者氏名
印

財産処分承認申請書
(財産処分報告書)

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業により補助を受けた施設等について、下記のとおり処分したいので承認されたく申請します (処分したので報告します)。

記

- 1 施設等の名称
- 2 施設等の所在地
- 3 処分しようとする (処分した) 理由
- 4 処分の内容

様式 1 4

番 号
年 月 日

(補助事業者) 様

福島県〇〇農林事務所長

施設等の財産処分等の承認について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった財産処分等については、承認します。

福島県〇〇農林事務所長

所在地
補助事業者 名 称
代表者氏名 印

取組成果の活用状況報告書

平成 年度木材製品需要拡大技術導入事業により補助を受けた取組の成果の活用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 プロジェクト名

2 活用状況（平成 年度分）

(1) 活用実績

区分	実績	備考
ア 開発・普及を行った新用途・新技術を活用した製品の販売量・販売額	m3 千円	
イ 当該製品の販売先数（取引先数）	社	
ウ 新用途・新技術を普及した企業等	社	※他社への波及状況
うち生産を開始した企業等	社	

(注1) アの販売量の単位は、製品の種類に応じて変更する。(本・個等)

(注2) ウの実績は、事業実施後の累計値を記入する。

(2) その他特記事項

※大臣認定の取得状況や新たな製品開発への展開状況等、「(1) 活用実績」以外の状況を記入する。